

# 農家民宿等の申請に係る事前確認取扱要領

農林水産部 中山間農業・畜産課

## 第1 目的

民宿の開業については旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可等が必要であるが、農家民宿等については一般の民宿と異なり、別表1の規制緩和を受けることができる。

このため、この要領は、農家民宿等を営もうとする者が、旅館業法等による規制緩和を適用した許可を申請する場合に、その事前確認について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 定義

この要領において、農家民宿等とは、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を行う施設をいう。

## 第3 事前確認願の提出

農家民宿等を営もうとする者は、旅館業法に係る許可等の申請前に、農林総合事務所長（嶺南振興局長）を経由し、知事に事前確認願（別紙1）を提出する。

## 第4 事前確認書の交付

- 1 事前確認願の提出を受けた農林総合事務所長（嶺南振興局長）は、市町と協議の上、その内容を確認し、中山間農業・畜産課長へ進達する。
- 2 中山間農業・畜産課長は、その内容を確認し、農林総合事務所長（嶺南振興局長）を経由し、事前確認書（別紙2）を交付する。
- 3 事前に確認する内容は別表2のとおりとする。

## 第5 事前確認の取消し

- 1 事前確認を受けた農家民宿等が、当該確認に係る要件を満たさなくなった場合には、中山間農業・畜産課長は事前確認を取り消すことができる。
- 2 事前確認を取り消した場合は、当該農家民宿等の所在地を管轄する保健所長にその旨を通知する。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、農家民宿等の事前確認に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成17年11月25日から施行する。

- |      |       |    |     |
|------|-------|----|-----|
| 一部改正 | 平成25年 | 5月 | 7日  |
| 一部改正 | 平成26年 | 4月 | 1日  |
| 一部改正 | 平成27年 | 5月 | 19日 |
| 一部改正 | 令和元年  | 6月 | 1日  |
| 一部改正 | 令和3年  | 4月 | 1日  |
| 一部改正 | 令和3年  | 6月 | 1日  |

別表 1

## 農家民宿等に関する主な規制緩和

| 法律等   | 通常の民宿   | 農家民宿等  |
|-------|---|--|
| 消 防 法 | 消防用設備等の設置を義務付け  | 消防長の判断により、誘導灯、誘導標識、火災報知設備を設置しないことが可能<br>(全国的な規制緩和)   |
| 旅館業法  | 旅館を開業する場合は、客室延べ床面積が33㎡以上(定員が10人未満の場合は1人当たり3.3㎡以上)(簡易宿所) | 農林漁業者又は農林漁業者以外の者(個人に限る)が農林漁業体験民宿業を営む場合、客室延床面積が33㎡未満(定員が10人未満の場合は1人当たり3.3㎡未満)でも旅館(簡易宿所)の開業が可能<br>(全国的な規制緩和) |
| 食品衛生法 | 旅館で食事を提供する場合は、食品衛生法施行条例第3条に定める施設基準を満たし、食品衛生法の許可を得ることが必要 | 1日当たりの宿泊人数が10名以下で、かつ、開業前に衛生講習を受講した場合は、以下の施設基準を適用しないことが可能<br>①専用の調理場の設置<br>②手洗い設備の設置<br>(福井県のみ)の規制緩和)       |

別表 2

## 農家民宿等の事前確認の内容

|  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用する家屋の所在地、世帯主の氏名、客室の面積等</li> <li>2 使用する農用地の所在地、種別、面積、所有者等</li> <li>3 飲食物の提供の形態、内容等</li> <li>4 提供する役務の種類、内容等</li> <li>5 その他必要な事項</li> </ol> |
|--|

## 農 家 民 宿 等 事 前 確 認 願

農家民宿等を開設するに当たり、保健所長等へ提出するため、当該施設が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に定める農村滞在型余暇活動または山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供することについて、事前確認願います。

<農家民宿等の概要>

| 項 目     |                      | 内 容 等   |
|---------|----------------------|---|
| 使用する家屋  | 所在地                  |   |
|         | 世帯主の氏名               |   |
|         | 客室の面積等               |   |
| 使用する農用地 | 所在地                  |   |
|         | 種別、面積等               |   |
|         | 所有者                  |   |
| 飲食物の提供  | 形態（該当するものに○をつけて下さい。） | 1 飲食物を提供する。<br>（1日の宿泊人数：概ね 人以下）<br>2 宿泊のみで飲食物を提供しない。<br>3 宿泊客自らが調理・飲食する。<br>4 宿泊客が農家と一緒に調理し、飲食する。<br>5 その他（ ） |
|         | 内 容                  |   |
| 提供する役務  | 種 類                  | ※農林漁業に関する体験ができる必要   |
|         | 内 容                  |   |
| そ の 他   |                      |   |

福 井 県 知 事 様

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 営業予定施設所在地 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

<チェック欄>

|   |
|---|
| 農家民宿等に関する内容の確認<br>年 月 日<br>農林総合事務所（嶺南振興局） 課 担当者 |
|---|

第 年 月 日

住所  
氏名 様

福井県知事

## 農家民宿等事前確認書

年 月 日付けで事前確認願のあった農家民宿については、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に定める農村滞在型余暇活動または山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供することについて、食品衛生法施行細則（昭和45年福井県規則第1号）第6条第2号の農林漁業体験民宿業の前提に該当することを確認する。

なお、農村滞在型余暇活動または山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供しなくなったときは、旅館業廃止届出書を提出すること。

また、食品衛生法施行細則第6条第2号の規定に基づいて食品衛生法の許可を受けた場合は、併せて、営業廃止届書を提出すること。

- 1 営業予定施設の名称
- 2 営業予定施設の所在地